

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和7年7月20日 ～ 令和10年7月19日までの3年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、子どもの出生時に積極的に育児休業等の制度を利用することができるよう、職場風土の醸成を図る。また、育児休業等の制度を利用するにあたり、本人の希望及び利用可能な社内制度の個別確認を行い、希望に沿った働き方の実現を図る。

<対策>

2025年7月～

- 育児休業に関する相談体制を整備、周知する。
- 育児休業期間中の代替要員や業務内容、業務体制の見直しを行う。

2025年8月～

- 管理職から、対象社員に対する制度の利用を勧奨し、また、社内制度に関するリーフレットの配布を行う。